（仕様書表紙用紙）

平成23年度	平成23年度 第 4 号	**仕 様 書** （三重県防災行政無線運営協議会）
名		
履行場所	三重県津市広明町13番地 他166箇所	
工種	三重県防災行政無線設備保守点検業務委託	
工期	平成24年 3月31日	

委託の概要

防災行政無線設備の保守点検を実施する。

三重県防災行政無線運営協議会

設 計 内 訳 表					
費目　工種　種別　細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費					
労務費					
直接人件費					
技術者	人				
技術員	人				
賃金					
電工	人				
普通作業員	人				
労務費計					
材料費	式	1.00			第 0001 号 明細表
直接経費					
旅費交通費	式	1.00			第 0002 号 明細表
安全費	式	1.00			
直接経費計					

設 計 内 訳 表					
費目　工種　種別　細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技術管理費	式	1.00			第 0003 号 明細表
直接費計					
諸経費	式	1.00			
衛星通信用動画像受信機リサイクル料	式	1.00			
保守業務委託価格					
消費税相当額					
保守業務委託費					

第 0001 号 明細表　　1 式

（上段　：前　回　　下段　：今　回）

名称　　規格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
材料費					
気象情報端末用パソコン （WINDOWS XP(SP3以上)、IE6、15.4TFT、 LAN装備、USB1基以上）	台	20			
携帯型無線通信装置電池 （EK-P50184AA相当）	個	20			
携帯型無線通信装置アンテナ （EK-A10328AZ相当）	個	3			
材料費					

第 0002 号 明細表　　1 式

（上段　：前　回　　下段　：今　回）

名称　　規格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
旅費交通費					
日当	日				
滞在費	日				
ライトバン運転費	式	1			
旅費交通費計					

第 0003 号 明細表　　1 式

（上段　：前　回　　下段　：今　回）

名称　　規格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
技術管理費					
技術管理費	式	1			
技術管理費計					

無線設備設置場所一覧

	局　名	住所
1	三重県庁	三重県津市広明町１３
2	第2統制局	津市鳥居町３３６－１
3	四日市庁舎	四日市市新正4-21-5
4	津庁舎	津市桜橋3-446
5	松阪庁舎	松阪市高町138
6	伊勢庁舎	伊勢市勢田町622
7	伊賀庁舎	伊賀市四十九町2802
8	尾鷲庁舎	尾鷲市大字中井浦字坂場1161
9	熊野庁舎	熊野市井戸町371
10	桑名庁舎	桑名市中央町5-71
11	鈴鹿庁舎	鈴鹿市西条5-117
12	志摩庁舎	志摩市阿児町鵜方3098-9
13	多度中継所	桑名市多度町柚井
14	野登中継所	亀山市安坂山町字野登山
15	芸濃中継所	津市芸濃町河内若山3617-17
16	長谷山中継所	津市美里町家所東谷1421-15
17	美杉中継所	津市美杉町八知蕨折7956-1
18	伊賀中継所	伊賀市大字土橋字高丸1229-2
19	名張中継所	奈良県山辺郡山添村大字毛原1723
20	朝熊背面中継塔	伊勢市朝熊町岳547
21	多気中継所	多気郡多気町長谷北浦230－1
22	飯高中継所	松阪市飯高町下滝野字柿ノ木坂710
23	磯部中継所	志摩市磯部町五知字長尾326-9
24	鳥羽中継所	鳥羽市船津町字榎谷1376
25	南勢中継所	度会郡南伊勢町宿浦字タカギ谷1765
26	浅間中継所	度会郡大紀町滝原字岩内山2064-1
27	三木中継所	尾鷲市三木里町1210
28	長尾中継所	熊野市有馬町2638-1
29	紀和中継所	熊野市紀和町小川口熊谷3
30	紀宝中継所	南牟婁郡紀宝町井田後知2570
31	三重県消防学校	鈴鹿市石薬師町452

無線設備設置場所一覧

	局　名	住所
32	三重県防災ヘリコプター管理事務所	津市雲出鋼管町2-2
33	東紀州（紀北）防災拠点	尾鷲市光が丘
34	東紀州（紀南）防災拠点	熊野市久生屋町
35	伊勢志摩防災拠点	伊勢市朝熊町４３８３－４
36	安濃ダム	津市芸濃町河内岩坂3162番地3
37	君ヶ野ダム	津市美杉町八手俣95-1
38	宮川ダム	多気郡大台町久豆朝倉谷512-1
39	北勢水道事務所	四日市市安島2-7-15
40	中勢水道事務所	津市一志町高野1996
41	南勢水道事務所	多気郡多気町相可1710
42	三瀬谷発電管理事務所	多気郡大台町菅合949番地
43	ＮＰＯ室	津市羽所町700番地アスト津3F
44	総合医療センター	四日市市大字日永5450番地-132
45	こころの医療センター	津市城山1丁目12番地-1
46	一志病院	津市白山町南家城616番地
47	志摩病院	志摩市阿児町鵜方1257番地
48	四日市港管理組合	四日市市霞2-1-1
49	北部浄化センター	三重郡川越町亀崎新田80-2
50	南部浄化センター	四日市市楠町北五味塚1085-18
51	雲出川左岸浄化センター	津市雲出鋼管町52-5
52	松阪浄化センター	松阪市高須町3922
53	宮川浄化センター	伊勢市大湊町1126番地
54	津市役所	津市西丸之内23-1
55	四日市市役所	四日市市諏訪町２－２
56	伊勢市役所	伊勢市岩淵1-7-29
57	伊勢市二見総合支所	伊勢市二見町茶屋420-1
58	伊勢市小俣総合支所	伊勢市小俣町元町540
59	伊勢市御薗総合支所	伊勢市御薗町長屋1221
60	松阪市役所	松阪市殿町1340-1
61	松阪市嬉野地域振興局	松阪市嬉野町1443-5
62	松阪市三雲地域振興局	松阪市曽原町872

無線設備設置場所一覧

	局　名	住所
63	松阪市飯南地域振興局	松阪市飯南町粥見3950
64	松阪市飯高地域振興局	松阪市飯高町宮前180
65	桑名市役所	桑名市中央町2-37
66	桑名市多度町総合支所	桑名市多度町多度１-1-1
67	桑名市長島町総合支所	桑名市長島町松ヶ島38
68	伊賀市役所	伊賀市上野丸之内116
69	伊賀市伊賀支所	伊賀市下柘植728
70	伊賀市島ヶ原支所	伊賀市島ヶ原4913
71	伊賀市阿山支所	伊賀市馬場1128
72	伊賀市大山田支所	伊賀市平田652
73	伊賀市青山支所	伊賀市阿保1411
74	鈴鹿市役所	鈴鹿市神戸１-18-18
75	名張市役所	名張市鴻之台1番町1
76	尾鷲市役所	尾鷲市中村町10番57号
77	亀山市役所	亀山市本丸町577
78	亀山市関支所	亀山市関町木崎919-1
79	鳥羽市役所	鳥羽市鳥羽3-1-1
80	熊野市役所	熊野市井戸町796
81	熊野市紀和庁舎	熊野市紀和町板屋78
82	志摩市役所	志摩市阿児町鵜方3098-9
83	志摩市浜島支所	志摩市浜島町浜島1787-101
84	志摩市大王支所	志摩市大王町波切3234-2
85	志摩市志摩支所	志摩市志摩町和具660
86	志摩市磯部支所	志摩市磯部町迫間878-9
87	いなべ市役所	いなべ市員弁町笠田新田111
88	いなべ市北勢庁舎	いなべ市北勢町阿下喜2633
89	いなべ市大安庁舎	いなべ市大安町大井田2705
90	いなべ市藤原庁舎	いなべ市藤原町市場115
91	木曽岬町役場	桑名郡木曽岬町西対海地251
92	東員町役場	員弁郡東員町大字山田1600
93	菰野町役場	三重郡菰野町大字潤田1250

無線設備設置場所一覧

	局　名	住所
94	朝日町役場	三重郡朝日町大字小向893
95	川越町役場	三重郡川越町大字豊田一色280
96	多気町役場	多気郡多気町相可1600
97	多気町勢和振興事務所	多気郡多気町朝柄3127
98	明和町役場	多気郡明和町大字馬之上945
99	大台町役場	多気郡大台町佐原750
100	大台町宮川総合支所	多気郡大台町江馬316
101	玉城町役場	度会郡玉城町田丸114-2
102	南伊勢町役場	度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057
103	南伊勢町南島庁舎	度会郡南伊勢町神前浦15
104	大紀町役場	度会郡大紀町滝原1610-1
105	大紀町錦支所	度会郡大紀町錦736-7
106	大紀町大内山支所	度会郡大紀町大内山806-4
107	度会町役場	度会郡度会町棚橋1215-1
108	紀北町役場	北牟婁郡紀北町海山区相賀495-8
109	紀北町紀伊長島支所	北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島2141
110	御浜町役場	南牟婁郡御浜町大字阿田和6120-1
111	紀宝町役場	南牟婁郡紀宝町鵜殿324
112	桑名市消防本部	桑名市江場7
113	四日市市消防本部	四日市市西新地14-4
114	菰野町消防本部	三重郡菰野町大字潤田4418
115	鈴鹿市消防本部	鈴鹿市飯野寺家町217-1
116	亀山市消防本部	亀山市野村4-1-23
117	津市消防本部	津市久居明神町2276
118	松阪広域消防組合	松阪市川井町1001-1
119	伊勢市消防本部	伊勢市神田久志本町1436-1
120	鳥羽市消防本部	鳥羽市船津町281
121	志摩広域消防組合	志摩市阿児町鵜方3080
122	紀勢広域消防組合	多気郡大台町佐原754
123	三重紀北消防組合	尾鷲市中川28-43
124	熊野市消防本部	熊野市有馬町1365-1

無線設備設置場所一覧

	局　名	住所
125	伊賀市消防本部	伊賀市平野山之下380-5
126	名張市消防本部	名張市栄町2873-1
127	三重県警察本部	津市栄町1番地-100
128	桑名警察署	桑名市大字江場626番地-2
129	いなべ警察署	いなべ市員弁町宇野320番地-1
130	四日市北警察署	四日市市松原町4番地-32
131	四日市南警察署	四日市市新正5丁目-5番地-5
132	四日市西警察署	三重郡菰野町大字大強原3241番地
133	亀山警察署	亀山市野村4丁目1番地-27
134	鈴鹿警察署	鈴鹿市江島町3446番地
135	津警察署	津市丸之内22番地-1
136	津南警察署	津市久居中町177番地1
137	松阪警察署	松阪市中央町366番地-1
138	大台警察署	多気郡大台町佐原848番地
139	伊勢警察署	伊勢市神田久志本町1481番地-3
140	鳥羽警察署	鳥羽市船津町273番地
141	尾鷲警察署	尾鷲市古戸町1番地-50
142	熊野警察署	熊野市井戸町380番地
143	紀宝警察署	南牟婁郡紀宝町鵜殿1709番地2
144	伊賀警察署	伊賀市四十九町1929番地-1
145	名張警察署	名張市蔵持町芝出837番地-3
146	久居陸上自衛隊	津市久居新町975
147	明野陸上自衛隊	伊勢市小俣町明野5593-11
148	四日市海上保安部	四日市市千歳町5番地-1
149	鳥羽海上保安部	鳥羽市鳥羽1-2383-28
150	尾鷲海上保安部	尾鷲市林町1番地-29
151	第四管区海上保安本部	愛知県名古屋市港区入船2-3-12
152	東海農政局津農政事務所	津市広明町415
153	津地方気象台	津市島崎町327-2
154	三重大学附属病院	津市江戸橋2-174
155	ＮＨＫ津放送局	津市丸ノ内養正町4-8

無線設備設置場所一覧

	局　名	住所
156	三重テレビ放送	津市渋見町小谷693-1
157	三重エフエム放送	津市観音寺町焼尾1043-1
158	山田赤十字病院	伊勢市御薗町高向810
159	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町5番地-25
160	鈴鹿中央病院	鈴鹿市安塚町山之花1275番地の53
161	いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜771
162	上野総合市民病院	伊賀市四十九町831番地
163	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和4750番地
164	松阪市民病院	松阪市殿町1550番地
165	医師会三重	津市桜橋二丁目191番地4
166	市立四日市病院	四日市市芝田
167	株式会社ＺＴＶ	津市あのつ台4丁目7番地1

三重県防災行政無線設備一覧

| 機器No | 機器名 | 摘要 | 数量合計 | 統制局 | | | 支部局 | | | | | | | | 準支部局 | | | 中継局 | | | | | | | |

三重県防災行政無線設備一覧

| 機器No | 機器名 | 摘要 | 端末局（市町局） | | |

三重県防災行政無線設備一覧

| 機器No | 機器名 | 摘要 | 端末局（消防本部局） | | | | | | | | | | | | | | | 端末局（警察署） | | | | | | | | | | | | | | |

三重県防災行政無線設備保守点検業務委託特記仕様書

１　適用

本特記仕様書は三重県防災行政無線運営協議会（以下「甲」といいます。）が三重県防災行政無線通信設備点検整備要綱（以下「要綱」といいます。）の規定に基づき実施する、三重県防災行政無線設備保守点検業務委託に適用します。

２　履行場所

三重県津市広明町　他１６６箇所

３　履行期間

契約の日から平成２４年３月３１日限りとします。

４　業務の概要

受注者（以下「乙」といいます。）は、甲の示す要綱に基づき、常に回線の状態を把握し、良好な通信が確保できるように努め、障害を未然に防止するように配慮するものとします。

また、乙は無線設備の障害を未然に防止するため、甲の示す機器の消耗部品の交換を行い、機能の維持を図るものとします。消耗部品交換後には、機器の測定、調整等の試験を行い、機能が正常に動作することを確認するものとします。

５　関係法規等の遵守

乙は、委託業務の実施にあたり、この特記仕様書に定めるもののほか、電波法及び関係法令の規定を遵守し、善良な管理者の注意をもってこれを履行するものとします。

６　関係官庁等への手続き

乙は業務の実施に関して、甲が関係官庁、（財）自治体衛星通信機構、その他に対する手続きを行う必要がある場合には、一切の諸手続きに必要な書類、資料等の作成を行うものとします。

７　提出書類

乙は、以下の提出書類を遅延なく甲に提出しなければなりません。

ア　実施計画表　　１部

契約書条項３条に定める実施計画表は、保守点検実施に係る保守点検工程表、保守体制連絡系統図、保守点検記録様式を含むものとします。

イ　詳細工程表　　１部

定期点検開始の２週間前までに、点検箇所、点検日時等を記載した詳細工程表を提出するものとします。

ウ　点検報告書

定期点検及び障害・修理に関する実施内容、写真をとりまとめ、報告書を履行完了時に、ＣＤ－Ｒにより提出するものとします。ただし、障害・修理に係る報告書についてはその都度、書面でも提出するものとします。業務完了時の点検対象機器の一覧も合わせて提出するものとします。

また、鳥羽中継所、名倉中継所、浅間中継所、美杉中継所、長谷山中継所及び名張中継所においては上述の報告書を、別途作成し提出するものとします。

エ　その他甲が請求する書類

８　点検回数

（１）週２回以上、統制局より防災通信ネットワーク設備の監視を行い、回線の状態を確認するものとします。

（２）年２回の定期点検を行うものとします。

（３）甲の要請があるときは、臨時点検を行うものとします。

９　保守点検日時等

乙の行う保守点検は、県の勤務日及び勤務時間内を原則とします。

但し、甲の要請により勤務日及び勤務時間外の日時においても実施させることがあるものとします。

１０　施工管理

（１）乙は、無線設備の適切な保守を行うため、電波法に基づく有資格者（第一級陸上特殊無線技士以上）を配備するとともに、細心の注意と責任をもって保守点検を実施するものとします。

（２）ソフトウェアによる機器停止、ネットワーク管理システム（NMS）、通信管理装置及び交換機等の機器については、十分な知識を有する者が実施するものとし、機器に障害を発生させないものとします。

（３）乙は、保守点検作業を実施するにあたり、あらかじめ甲にその日程表及び作業者名簿を提出するものとします。また、日程変更が生じた場合は、原則乙が履行箇所の担当職員と連絡・調整を行うものとします。

なお、乙が保守点検作業を開始、終了する際はその旨を甲に連絡し、常にその所在を明らかにしておくとともに、県庁統制室に当該月及びその翌月の作業日程を掲示するものとします。

（４）消耗部品交換に当たり、可能な限り防災通信ネットワークの運用に支障が出ないよう努力するものとしますが､運用停止等が必要となる場合は､各設備の停止範囲、停止日時、停止手順等について事前に甲と協議のうえ、甲の承認を得るものとします。

なお、天候又は災害発生等により運用停止期間を変更する場合は、甲が別途指示する停止期間に作業を実施するものとし、変更に伴い発生した費用については乙が負担するものとします。

（５）乙は、消耗品部品交換後には、機器の測定、調整等の試験を行い、機能が正常に動作することを確認するものとします。

なお、試験項目については、事前に甲に提出し、承認を受けるものとします。

（６）乙は、撤去部品については、乙の責任において適切に処理するものとします。

（７）乙は、無線設備の運用に支障を与えないように計画をたてて、甲の示す要綱に基づき、機器の測定、調整及び対向試験等の保守点検を行うものとします。

（８）乙は、契約期間中は無線設備及びこれらに付帯する装置について、常にその機能維持を図るものとします。

（９）保守点検及び機能の維持のために必要となる軽微な消耗品等の交換及び軽微な塗装等は原則として乙の負担により行うものとします。また、甲の指示する部品を指示に従い交換するものとします。

（１０）乙は、保守点検作業中において、装置の不具合を発見したときは、甲に報告するとともに、技術者を派遣し速やかに故障個所を調査し、予備パネル又は予備装置等との取換及び調整、あるいは軽易なものについては部品交換等による修理を行うものとします。

（１１）乙は、委託業務の実施中に甲の設備に損傷を与えたときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従い、乙の負担において速やかに修復するものとします。

（１２）乙は、周辺環境整備上、当然必要とされる時及び甲が指示したときは、無線設備及び施設周辺等の清掃及び除草等の整備を行わなければならないものとします。

１１　気象情報端末修理

乙は、気象情報端末の不具合発生時には修理を行うものとし、不具合発生に早急に対応するため、次の修理用部品を 20 台確保しておき、修理の際に使用するものとします。なお、気象情報端末の修理に係る費用については、本業務委託に含むものとします。

気象情報端末用パソコン

ア	形式	ノートパソコン
イ	ディスプレイ	Ａ４サイズ以上
ウ	メモリー	２ＧＢ以上
エ	外部Ｉ／Ｆ	10/100 Ethernet、USB（無線 LAN 機能を搭載しないこと）
オ	ＯＳ	Windows7　Professional

１２　携帯型無線通信装置補修

乙は、携帯型無線通信装置の電池交換を行うものとします。交換用部品は EK-P50184AA 相当とし、20 台分を本業務委託に含むものとします。また、携帯型無線通信装置用アンテナ(EK-A10328AZ)３本の交換も本委託に含むものとします。補修後は、携帯型無線通信装置の正常動作を確認することとします。

１３　衛星通信用動画像受信機撤去

乙は、不要となった衛星通信用動画像受信機（テレビモニタ 25 型）３台の撤去、処分をおこなうものとします。

１４　多度、野登中継局屋上の清掃

乙は、多度中継局、野登中継局の屋上清掃（排水口の詰まり清掃等）を実施するものとします。

１５　障害発生時の対応

乙は、契約期間中において台風、地震等による被災、あるいは故障による通信障害発生時に、甲より障害復旧の要請があった場合には、１時間以内に県庁統制局において無線設備の状況を確認するとともに、速やかに障害復旧にあたるものとします。

なお、修理が必要な場合については軽微なものを除き、別途協議とします。

１６　映像発信時の対応

乙は、甲の要請があるときは、履行場所において映像発信の技術的操作を行うものとします。

１７　他の保守点検業者との連携

乙は、他の保守点検を行う業者と綿密な連絡調整のうえ、連携して保守点検を行うものとします。

１８　保守業務の引継

乙は、把握している機器の故障等は年度内に修復するものとし、次年度の点検保守を実施する業者とは綿密な連絡調整を行い、完全な状態で引き継ぐものとします。

１９　定期検査の対応

電波法７３条の規定により、別表１にある無線局設備において検査及び点検が実施されるときは、乙の負担により受検に必要な事前データの収集、整理、書類作成及び当日の検査立会（測定、通話試験等の技術的及び事務的な受検）を行うものとします。

２０　提出書類等の作成

乙は、諸手続に必要な書類及び甲が指示する書類を作成するものとします。

２１　取扱説明

乙は、定期点検時に履行場所において担当職員に機器運用方法の確認を行い、必要に応じて技術的指導を行うものとします。

また、乙は、甲の要請があるときは、履行場所において担当職員に機器の取扱説明等を行うものとし、必要な場合は取扱説明書を作成するものとします。

２２　短縮登録

乙は、各端末局の担当職員の要望を確認し、各端末局のファクシミリの短縮登録を行うものとします。

２３　その他

この特記仕様書に定めのない事項及び本契約について疑義を生じた場合は、甲乙双方協議の上決定するものとします。

別表１

無線局名称	無線局識別信号	免許の番号	住所	備考
防災津庁舎	ぼうさい　つちょうしゃ	海第81009号	三重県津市桜橋3-446	三重県津庁舎内
防災伊賀庁舎	ぼうさい　いがちょうしゃ	海第81010号	三重県伊賀市四十九町2802	三重県伊賀庁舎内